

平成18年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目13番6号  
**株式会社SDホールディングス**  
代表取締役社長 佐古田雅士

### 第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 平成18年6月23日（金曜日）午後1時  
2 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号  
虎ノ門パストラル 新館6階 アジュール

平成17年8月に本社所在地を東京都文京区から東京都渋谷区に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更することといたしました。

ご来場の際は、末尾の会場ご案内をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

#### 3 会議の目的事項

##### 報告事項

1. 第3期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
2. 第3期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

##### 決議事項

第1号議案 第3期 損失処理案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（30頁から41頁まで）に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役3名選任の件

第4号議案 当社従業員並びに当社子法人等の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任する件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（44頁から45頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# 添付書類

## 営業報告書

(自 平成17年4月1日)  
(至 平成18年3月31日)

### I. 営業の概況

#### 1. 企業集団の営業の経過及び成果

当社グループは、株式会社SDホールディングスを持株会社として、コミュニケーション・セールス事業、システム事業及びスポーツ関連事業を子会社4社にて展開しております。

持株会社はグループ全体の経営管理を行い、子会社が各事業に専念できる組織形態を構築し、透明性の高いオペレーションのもと、グループ全体の機動力を高め、企業価値向上に努めることを基本方針としております。既存事業であるコミュニケーション・セールス事業とシステム事業の基盤を強化していくとともに、グループ規模を拡大し企業価値の向上を図るため、M&Aの推進・新規事業の立ち上げを積極的に検討してまいりました。

その一環として、当連結会計年度にスポーツ関連事業を開始し、平成17年11月1日に当社連結子法人等としてユーロスポート株式会社を設立しました。当該子会社では、世界的なトップブランドであるHEAD及びPennのスポーツ関連事業において、HEAD INTERNATIONAL GMBH社及びHEAD SPORT AG社と日本市場において独占的なディストリビューション契約及びライセンス契約を締結しました。同年11月25日より営業を開始し、当連結会計年度の業績に寄与しております。

また、M&A及び新規事業に対する投融資や当社グループの財務基盤の強化を図るため、平成18年3月15日(ロンドン時間)に2010年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債額面総額2,000,000千円を発行いたしました。

コミュニケーション・セールス事業を行う株式会社フェヴリナにおきましては、データベースマーケティングの強化により、既存顧客を囲い込むためのDMのレスポンスが増加し再販率が向上しました。また、当連結会計年度における「オートシップコース」(商品を通常価格よりお求め易い価格にて、毎月定期的にお客様にお届けするシステム。)の継続数が向上し、売上の安定につながりました。下半期には、新商品として基礎化粧品ブランドのNANO ACQUAブランドより「アスタリファインエッセンス」、健康食品のBE ACQUAブランドからは「青汁」と「アスタキサンチン」、及び新規限定商品「ファーストセレクション」等の販売を開始し商品ラインナップの拡充を行い、売上は好調

に推移しました。

また、同社は、株式会社エバーライフが製造・販売する基礎化粧品及びベースメイク等の製品を継続して販売する「委託販売契約」を株式会社エバーライフとの間で締結しておりましたが、ダイレクトに商品開発・マーケティング・販促サービスにつなげるべく、平成17年4月より、「商品売買基本契約」への契約形態の変更を行い、株式会社エバーライフから基礎化粧品及びベースメイク等の製品を購入し、販売を行っております。これにより、当該商品に係る売上は、手数料収入から商品販売代金に変更となっております。

システム事業を行うアーツテクノロジー株式会社は、事業ドメインをEC分野でのASP（Application Service Provider。アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客にレンタルする事業。）サービス及びパッケージ販売を核としたシステム開発、並びにサイト構築・マーケティング活動におけるコンサルテーション及び業務運用・物流支援・コールセンター窓口・決済などの関連サービスを全て提供するサービスプロバイダーとして、EC事業者向けの各種サービスの事業モデルを展開してまいりました。また、当連結会計年度にはプライバシーマーク認証のコンサルテーション及び認証資格取得支援サービスを新規事業として立ち上げ、事業の拡大に努めてまいりました。

スポーツ関連事業を行うユーロススポーツ株式会社は、平成18年3月に同社として初めてのディーラー向け展示・受注会を東京、大阪、名古屋、福岡の全国4ヶ所で催行し、春のテニスシーズンを迎えるにあたり、全国規模で効率よく受注活動を行うことができました。特に1987年のデビュー以来、多くの世界のトッププレイヤーに愛用され、世界のテニスシーンに数々の金字塔を打ち立ててきたHEADのフラッグシップモデル「プレステージ」の9代目モデルであるフレックスポイント・プレステージMID、MP、MPXLの3機種を世界に先駆けこの3月に日本市場に投入することができ、当初の予想を上回る受注をいただきました。また、HEADとして全く新しいコンセプトである「TEAM」シリーズの2モデル、FXP Radical TeamとFXP Instinct Teamの売れ行きも好調に推移しています。さらに日本人の足型に即すよう独自に企画・開発をしたライセンス生産のテニスシューズも好評をいただいております。

この結果、当連結会計年度における当社グループ全体の連結売上高は、3,026,120千円、営業損失27,836千円、経常損失56,759千円、当期純損失90,804千円となりました。

また、持株会社である当社の当期の業績は、売上高43,231千円、営業損失147,873千円、経常損失162,960千円、当期純損失253,761千円となりました。

## 2. 対処すべき課題

- ① コミュニケーション・セールス事業における売上の拡大及び人材の確保  
当事業は、通信販売を基本としているため、新規顧客の獲得が最重要課題と認識しております。現状は主にTVでのインフォーマーシャルを通じてプロモーションを行なっておりますが、今後はさらにインターネットや雑誌等、他の媒体による顧客獲得比率を高めていくとともに、顧客分析を強化し、データベースマーケティングをより推進していく必要があります。また、当事業のビジネスモデルでもあるコミュニケーション・セールスの要、カスタマーフレンドの確保及び育成が重要であると認識しております。
- ② システム事業における売上の拡大及び人材の確保・育成  
EC事業におきましては、低価格が進む市場環境や、日進月歩で変わる顧客の機能ニーズをいち早く取り入れるための抜本的な製品の見直しが必要と考えております。この見直しにより、技術支援及び付帯サービスにおけるビジネスアライアンスの確立を目指し、EC分野での更なる成長が出来るものと考えております。セキュリティ事業においては、事業基盤の確立・安定を早急に図り、販売戦略、営業施策などを確実に実施できる体制を整備し、売上の拡大及び収益の確保に結びつけると共に、お客様からの要望が多いシステムセキュリティ製品のご提案を新たに開始することにより、セキュリティ事業として確立できるものと考えております。これらを推進するにあたり、優秀な人材の確保・育成が重要と認識しております。
- ③ スポーツ関連事業における売上拡大及び流通効率化  
商品カテゴリーの売上構成比では、ラケットビジネスは伸張しておりますが、フットウエアやサプライ商品（ストリングス・アクセサリ等）がやや苦戦しております。そこで、年々専門性に特化しているスポーツ用品ビジネスの特徴を考慮し、ユーザーに対しダイレクトなマーケティングを行い、店頭消化策まで立案出来る人材の確保と育成が必要と考えております。また、海外商品ゆえのリードタイムの長さから、在庫管理が課題であり、ユーザーのウォンツを的確に捉えた発注プロセスの再構築を行い、流通における交差比率を向上させることが重要と認識しております。
- ④ M&Aの推進  
当社グループの当面の課題は、グループ各社の事業基盤の安定と収益の拡大であります。グループ規模の拡大のため、戦略的な提携やM&A等を視野に入れた投資を柔軟に、かつ積極的に検討してまいります。

#### ⑤ 戦略チームの構築

当社グループの戦略的な提携やM&Aにおいては、高度な戦略の立案及びその遂行ができる人材が必要不可欠となります。そのため、このような戦略立案のできる人材の確保及び育成を行ってまいります。また、このような人材により構成される戦略チームにて新規事業の立ち上げなど、積極的に事業構築を行ってまいります。

### 3. 設備投資の状況

ユーロスポート株式会社の事業立ち上げに伴い、賃貸ビルへの差入保証金12,743千円、内装工事等の設備投資額7,522千円があります。

### 4. 資金調達状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、新株予約権の行使を受け、新株を発行したことにより、6,377千円の払込を受けました。

また、ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、2,000,000千円の払込を受けました。このうち、エスクロー契約書に基づくエスクロー代理人であるHammondsの口座に預託されているものが1,000,000千円あり、社債の転換に応じて当社の口座に送金されるものであります。なお、当連結会計年度末までに120,000千円転換済であります。

## 5. 企業集団及び当社の営業の成績及び財産の状況の推移

### ①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

項 目	第 1 期 平成16年3月期	第 2 期 平成17年3月期	第 3 期 平成18年3月期
売 上 高(千円)	315,058	1,180,334	3,026,120
経 常 損 失(千円)	805,217	262,164	56,759
当 期 純 損 失(千円)	787,938	237,598	90,804
1 株当たり当期純損失 (円)	3,059.93	602.07	208.84
総 資 産(千円)	900,173	1,392,553	2,951,403
純 資 産(千円)	33,017	584,400	659,868

(注) 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
ただし、株式分割については期首に行われたものとして算出しております。

### ②当社の営業成績及び財産の状況の推移

項 目	第 1 期 平成16年3月期	第 2 期 平成17年3月期	第 3 期 平成18年3月期
売 上 高(千円)	—	60,900	43,231
経 常 損 失(千円)	100,827	117,102	162,960
当 期 純 損 失(千円)	100,899	345,927	253,761
1 株当たり当期純損失 (円)	297.17	876.42	583.55
総 資 産(千円)	585,027	860,802	2,468,229
純 資 産(千円)	185,056	628,111	540,622

(注) 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
ただし、株式分割については期首に行われたものとして算出しております。

## II. 企業集団及び会社の概況（平成18年3月31日現在）

### 1. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社（株式会社SDホールディングス）及び子会社4社により構成されており、基礎化粧品及び健康食品等の通信販売を行う「コミュニケーション・セールス事業」とインターネット技術によるシステム開発等を行う「システム事業」、スポーツ関連商品の輸入販売、企画・製造・販売等を行う「スポーツ関連事業」を業務としております。当社は、持株会社としてグループ内の各社の株式を保有し、当該会社の株主としての権利を行使するとともに、当該会社に対して必要な助言・斡旋その他コンサルティング業務を行っております。

### 2. 企業集団の主要な拠点等

#### (1) 当 社

本社 東京都渋谷区恵比寿一丁目13番6号

#### (2) 子法人等

株式会社フェヴリナ(東京都中央区)

アーツテクノロジー株式会社(東京都渋谷区)

ユーロスポート株式会社(東京都千代田区)

サイトデザイン株式会社(東京都渋谷区)

### 3. 株式の状況

- (1) 会社が発行する株式の総数 1,200,000株  
 (2) 発行済株式の総数 443,974.42株 (10,530.05株 前期末比増)  
 (3) 株主数 7,008名  
 (4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	議決権比率
㈱ウエルホールディングス	123,050株	27.76%	—	—
長 廻 健 太 郎	20,000株	4.51%	—	—
井 康 彦	13,750株	3.10%	—	—
松井証券株式会社(一般信用口)	12,986株	2.93%	—	—
大阪証券金融株式会社(業務口)	11,839株	2.67%	—	—
鶴 見 隆 士	10,973株	2.48%	—	—
立花証券株式会社	10,087株	2.28%	—	—
株式会社レッド・ブル・ キ ャ ピ タ ル	6,400株	1.44%	—	—
向 井 信 介	4,349株	0.98%	—	—
太 期 友 里	4,100株	0.92%	—	—

- (注) 1. 第2回新株予約権の行使により、普通株式を発行し、発行済株式数は1,490株増加いたしました。  
 2. 2007年満期円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により、普通株式を発行し、発行済株式数は3,100.77株増加いたしました。  
 3. 2010年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により、普通株式を発行し、発行済株式数は5,939.28株増加いたしました。  
 (5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

#### ①取得株式

普通株式 4.82株  
 取得価額の総額 105,051円

#### ②処分株式

普通株式 — 株  
 処分価額の総額 — 円

#### ③決算期における保有株式数

普通株式 10.04株



#### 4. 新株予約権の状況

##### (1) 現に発行している新株予約権

平成15年6月26日開催のサイトデザイン株式会社の臨時株主総会において、完全親会社となる当社が下記のとおりサイトデザイン株式会社の発行した第2回並びに第4回～第7回の新株予約権に係る義務を承継することについて、承認されております。

なお、当社が承継した新株予約権及び発行した新株予約権の当連結会計年度末現在の残高は、次のとおりであります。

	新株予約権の数	目的となる株式の数	新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	発行価額	行使期間
第2回新株予約権 (平成15年7月25日発行)	個 376	株 3,760	円 4,280	無償	自 平成16年7月1日 至 平成25年6月30日
第4回新株予約権 (平成15年11月4日発行)	80	800	5,000	無償	自 平成15年12月5日 至 平成22年1月30日
第5回新株予約権 (平成15年11月4日発行)	8	80	25,000	無償	自 平成15年12月5日 至 平成22年3月22日
第6回新株予約権 (平成15年11月4日発行)	16	160	25,000	無償	自 平成15年12月5日 至 平成22年5月25日
第7回新株予約権 (平成15年11月4日発行)	5	50	16,000	無償	自 平成15年12月5日 至 平成23年6月22日
第8回新株予約権 (平成16年8月2日発行)	3,060	3,060	24,101	無償	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月22日
第9回新株予約権 (平成17年8月12日発行)	16,280	16,280	14,644	無償	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月27日
第10回新株予約権 (平成17年12月22日発行)	3,000	3,000	13,655	無償	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月27日
2010年満期ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権に付された新株予約権	188	(注2)	10,000,000	無償	自 平成18年3月16日 至 平成22年3月30日

(注1) いずれも、目的となる株式の種類は当社の普通株式であります。また、第2回並びに第4回～第10回の新株予約権の種類については、いずれもストックオプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

なお、第2回並びに第4回～第7回の新株予約権1個の行使により発行する株式は、いずれも10株であります。

また、第8回～第10回の新株予約権1個の行使により発行する株式は1株であります。

(注2) 行使請求に係る社債の発行価額の総額を行使時において有効な転換価額で除した数(0.01株未満の端数は切捨て)

(2) 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権<第9回新株予約権 平成17年7月25日取締役会決議にて付与>

① 発行した新株予約権

第9回新株予約権 31,700個 (新株予約権1個につき1株)

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 31,700株

③ 新株予約権の発行価額

無償

④ 権利行使の1株あたり払込金額

14,644円

⑤ 権利行使期間

平成19年7月1日から平成27年6月27日まで

⑥ 行使の条件

- ・新株予約権者が死亡した場合は相続人がその権利を行使することができる。
- ・新株予約権者は、付与された権利の質入れその他の処分をすることができない。
- ・その他の条件については、平成17年6月28日開催の当社定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

⑦ 消却の事由と条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

⑧ 有利な条件の内容

行使価額14,644円の新株予約権の発行価額を無償として発行した。

⑨ 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数

イ. 当社の取締役

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
三木雅史	15,000個	普通株式 15,000株
鍋島邦洋	5,000	普通株式 5,000
佐古田雅士	5,000	普通株式 5,000

(注) 三木雅史氏は平成18年1月に退任しております。

ロ. 当社子会社の取締役

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
森下 彰	200 個	普通株式 200株
神代 亜紀	50	普通株式 50

ハ. 当社及び子会社の従業員(上位10名)

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
吉田 隆	200個	普通株式 200株
小崎 義洋	200	普通株式 200
富岡 智恵	100	普通株式 100
大西 あゆ美	50	普通株式 50
遠藤 英樹	50	普通株式 50
伊東 加奈子	50	普通株式 50
藤村 里加	50	普通株式 50
宮本 美智子	50	普通株式 50
坂田 辰美	50	普通株式 50
秋原 晴美	50	普通株式 50

ニ. 当社及び当社関係会社のコンサルタント

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
川本 昌寛	5,000個	普通株式 5,000株

ホ. 区分ごとの数

付与対象	人数	新株予約権の総数	目的となる株式数
当社の取締役	3 名	25,000 個	25,000 株
当社子会社の取締役	2 名	250 個	250 株
当社及び子会社の従業員	36	1,450	1,450
当社及び当社関係会社のコンサルタント	1	5,000	5,000

〈第10回新株予約権 平成17年12月22日取締役会決議にて付与〉

- ① 発行した新株予約権  
第10回新株予約権 3,000個（新株予約権1個につき1株）
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 3,000株
- ③ 新株予約権の発行価額  
無償
- ④ 権利行使の1株あたり払込金額  
13,655円
- ⑤ 権利行使期間  
平成19年7月1日から平成27年6月27日まで
- ⑥ 行使の条件
  - ・新株予約権者が死亡した場合は相続人がその権利を行使することができる。
  - ・新株予約権者は、付与された権利の質入れその他の処分をすることができない。
  - ・その他の条件については、平成17年6月28日開催の当社定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- ⑦ 消却の事由と条件  
当社は、新株予約権の割当を受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。
- ⑧ 有利な条件の内容  
行使価額13,655円の新株予約権の発行価額を無償として発行した。
- ⑨ 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数

当社の取締役

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
鍋島 邦洋	3,000個	普通株式 3,000株

## 5. 企業集団の従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減
129名	+34名

(注)上記従業員には、出向者、パートタイマー、アルバイトは含んでおりません。

### (2) 当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢
8名	+3名	35.1歳

## 6. 企業結合の状況

### (1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社フェヴリナ	100百万円	100%	基礎化粧品及び健康食品等の通信販売事業
アーツテクノロジー株式会社	80	100	インターネット技術（Webテクノロジー）によるシステム開発
ユーロスポーツ株式会社	40	100	スポーツ関連商品の輸入販売、企画・製造・販売
サイトデザイン株式会社	50	100	

### (2) 企業結合の経過

- ① 平成17年11月1日、当社連結子法人等としてユーロスポーツ株式会社を設立いたしました。
- ② 平成17年4月19日、アーツテクノロジー株式会社は50,000千円増資いたしました。
- ③ 前連結会計年度において、清算手続中でありました株式会社エンポートにつきましては清算手続きを終了いたしました。

### (3) 企業結合の成果

当期の連結売上高3,026,120千円、連結当期純損失は90,804千円となりました。

## 7. 主要な借入先

該当事項はありません。

## 8. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当又は主な職業
代表取締役社長	佐古田 雅 士	アークテクノロジー(株)代表取締役 サイトテック・イン(株)代表取締役
取 締 役	井 康 彦	(株)ウェルホールディングス代表取締役 (株)エハートライフ代表取締役
取 締 役	鍋 島 邦 洋	(株)フェウリナ代表取締役
常 勤 監 査 役	岡 部 雄 一	
監 査 役	洲 崎 智 広	(株)アイ・コーリング代表取締役
監 査 役	渡 邊 龍 男	(有)リルソウ(株)取締役、(株)オールバウト常勤 監査役、デザインエクスチェンジ(株)監査役

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 平成17年6月28日に取締役石川正志氏及び釘宮淳行氏は任期満了により退任いたしました。
  - (2) 平成17年6月28日開催の第2期定時株主総会において、取締役に井康彦氏(重任)、三木雅史氏、鍋島邦洋氏、佐古田雅士氏(新任)が選任され、それぞれ就任いたしました。
  - (3) 平成17年6月28日開催の取締役会において、代表取締役社長に取締役三木雅史氏が選任され、就任いたしました。
  - (4) 平成17年6月28日に監査役岡部雄一氏は監査役会の互選により常勤監査役に就任いたしました。
  - (5) 平成18年1月31日に代表取締役社長三木雅史氏は代表取締役及び取締役を退任いたしました。
  - (6) 平成18年1月31日に取締役佐古田雅士氏は代表取締役社長に就任いたしました。
2. 監査役岡部雄一氏及び洲崎智広氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条1項に定める社外監査役であります。

### 9. 会計監査人に対する報酬の額

	支 払 額
① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬の合計額	14,000千円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び当社の子法人等に支払うべき報酬等の合計額	12,000千円
③ 上記②の金額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	12,000千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査報酬の額を区別しておりませんので、③の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

### Ⅲ. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	1,221,682	<b>流動負債</b>	47,607
現金及び預金	758,562	未払金	43,513
売掛金	262	未払法人税等	3,556
未収入金	93,345	預り金	536
前払費用	3,003	<b>固定負債</b>	1,880,000
短期貸付金	364,672	社 債	1,880,000
その他	1,836		
<b>固定資産</b>	1,220,431	<b>負債合計</b>	1,927,607
<b>有形固定資産</b>	2,761	<b>(資本の部)</b>	
建物	1,957	資本金	706,248
工具器具備品	803	資本剰余金	535,154
<b>投資その他の資産</b>	1,217,670	資本準備金	535,154
子会社株式	140,000	利益剰余金	△700,588
長期貸付金	123,500	当期未処理損失	△700,588
長期預け金	1,000,000	自己株式	△192
差入保証金	10,760		
その他	10		
貸倒引当金	△56,600		
<b>繰延資産</b>	26,115	<b>資本合計</b>	540,622
社債発行費	26,115		
<b>資産合計</b>	2,468,229	<b>負債及び資本合計</b>	2,468,229

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)



# 損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日)  
(至 平成18年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
<b>経 常 損 益 の 部</b>		
<b>営 業 損 益 の 部</b>		
営 業 収 益		43,231
売 上 高	43,231	
営 業 費 用		191,104
売 上 原 価	7,850	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	183,254	
営 業 損 失		<b>147,873</b>
<b>営 業 外 損 益 の 部</b>		
営 業 外 収 益		16,750
受 取 利 息	3,120	
社 債 発 行 差 金 償 却	805	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	12,824	
営 業 外 費 用		31,838
支 払 利 息	934	
新 株 発 行 費	1,255	
社 債 発 行 費 償 却	21,198	
そ の 他 の 営 業 費 用	8,449	
<b>経 常 損 失</b>		<b>162,960</b>
<b>特 別 損 益 の 部</b>		
特 別 損 失		137,314
子 会 社 株 式 評 価 損	79,999	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	56,600	
固 定 資 産 除 却 損	714	
税 引 前 当 期 純 損 失		300,275
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△46,514
当 期 純 損 失		253,761
前 期 繰 越 損 失		446,827
当 期 未 処 理 損 失		700,588

(記載金額は千円未満を切り捨てております。)

## 注記事項

当社グループは、前連結会計年度237,598千円の当期純損失を計上し、当連結会計年度においても90,804千円の当期純損失となっております。このため、持株会社であり、子会社からの収入を主要な財源とする当社においても、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していますが、計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を計算書類及び附属明細書には反映していません。

当該状況に対応し、また新規事業及びM&A事業に対する投融資や当社グループの財務基盤の強化・改善を図るため、前連結会計年度において、円建転換社債型新株予約権付社債700,000千円を発行し、当連結会計年度末までに本社債700,000千円すべてに係る新株予約権の権利行使を受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ350,000千円増加しております。

また、2006年3月15日に、ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債額面総額2,000,000千円を発行し、当連結会計年度末までに本社債120,000千円に係る新株予約権の権利行使を受け、資本金および資本準備金がそれぞれ60,000千円増加しております。ただし、本社債総額2,000,000千円のうち1,000,000千円は、エスクロー契約に基づくエスクロー代理人であるHammondsの口座に預託されているものであり、社債の転換に応じて当社の口座に送金されるものであります。なお、本社債の償還期限は2010年3月31日ですが、社債発行要項において、株価の下落等に係る繰上償還の特約条項があるため、償還期限前に社債権者から償還を求められる可能性があり、また、社債権者との契約において、調達した資金のうち1,600,000千円については、資金用途を新規事業及びM&Aに対する投融資に限定しており、用途を変更する場合には社債権者との協議が必要となります。

事業の状況については、当社を持株会社として、経営の効率化・体質強化を継続的に図っております。コミュニケーション・セールス事業を行う株式会社フェヴリナにおきましては、商品のラインナップを拡充するとともに、ウェブサイトのリニューアル等新規顧客の獲得を効率的に行うためインターネットを活用したマーケティングの強化などにより、登録顧客数および売上は順調に推移しております。また、データベースマーケティングの強化により既存顧客を囲い込むためのDMのレスポンスが増加し再販率が向上しました。さらに当連結会計年度における「オートシップコース」の継続数が向上し、売上の安定につながりました。システム事業を行なうアーツテクノロジー株式会社では、事業ドメインをEC分野でのASPサービス及びパッケージ販売を核としたシステム開発、並びにサイト構築・マーケティング活動におけるコンサルテーション及び業務運用・物流支援・コールセンター窓口・決済などの関連サービスを全て提供するサービスプロバイダーとして、EC事業者向けの各種サービスの事業モデルを展開してまいりました。また、当連結会計年度にはプライバシーマーク認証のコンサルテーション及び認証資格取得支援サービスを新規事業として立ち上げ、事業の拡大に努めてまいりました。スポーツ関連事業を行うユーロスポーツ株式会社は平成17年11月1日に設立しました。同月25日に営業を開始し、顧客との販売契約を結び、順調に販売を行っております。平成18年3月にはニューモデルラケットを投入し、堅調な売上を計上しております。

以上の通り、当社はコミュニケーション・セールス事業、システム事業及びスポーツ関連事業の強化を図り、当社グループの収益の拡大を目指しております。

## 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却方法  
有形固定資産 定率法
- (3) 繰延資産の処理方法  
新株発行費 支出時に全額費用処理しております。  
社債発行費 均等償却（3年）しております。  
社債発行差金 社債の償還期間にわたり均等償却しております。
- (4) 引当金の計上基準  
貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。
- (7) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- (8) 会計方針の変更  
固定資産の減損に係る会計基準の適用  
当営業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日））を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 子会社に対する短期金銭債権 451,137千円  
長期金銭債務 123,500千円  
短期金銭債務 30,498千円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 810千円
- (3) ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による、調達額のうち、1,600,000千円は、資金使途を新規事業及びM&Aに対する投融資に限定しており、使途を変更する場合には社債権者との協議が必要となります。また、そのうち長期預け金1,000,000千円についてはエスクロー契約書に基づくエスクロー代理人であるHammondsの口座に預託されているものであります。
- (4) 商法施行規則第92条に基づく欠損の額は700,588千円であります。

## 4. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社からの営業収益 29,181千円
- (2) 子会社に対する営業費用 4,894千円
- (3) 子会社からの営業外収益 5,391千円
- (4) 子会社に対する営業外費用 121千円
- (5) 1株当たりの当期純損失 583円55銭

## 損 失 処 理 案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失 これを次のとおり処理いたします。	700,588,987
次 期 繰 越 損 失	700,588,987

# 会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月25日

株式会社SDホールディングス

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 川田増三 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂本裕子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社SDホールディングスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び損失処理案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、検査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 損失処理案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、前連結会計年度において237,598千円の当期純損失を計上し、当連結会計年度において90,804千円の当期純損失を計上している。このため、子会社からの収入が主要な財源である持株会社である会社においても継続企業の前提に関する疑義が存在している。当該状況を解消すべく実施した資金調達及び今後の経営計画の状況は当該注記に記載されている。会社の作成した財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役3名の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況（法令等遵守体制及びリスク管理体制等を含む）を調査し、子会社に関する状況の説明を受け、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査致しました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 損失処理に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。  
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- (6) 法令等遵守体制及びリスク管理体制等に関する取締役の職務執行については、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し、指摘すべき事項は認められません。

平成18年 5月30日

株式会社SDホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 岡 部 雄 一 ㊟  
監 査 役 洲 崎 智 広 ㊟  
監 査 役 渡 邊 龍 男 ㊟

(注) 監査役岡部雄一及び洲崎智広は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項」に定める社外監査役であります。

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,806,388</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>407,894</b>
現金及び預金	932,964	買掛金	129,136
受取手形及び売掛金	376,154	短期借入金	15,000
たな卸資産	413,971	未払金	146,937
未収入金	10,682	未払法人税等	25,058
その他	80,720	返品調整引当金	13,848
貸倒引当金	△8,104	その他	77,912
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,118,899</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,883,640</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>29,634</b>	社債	1,880,000
建物及び構築物	8,798	繰延税金負債	640
工具器具備品	19,261	その他	3,000
その他	1,573	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,291,534</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>35,329</b>	( 資 本 の 部 )	
ソフトウェア	21,979	<b>資 本 金</b>	<b>706,248</b>
連結調整勘定	13,129	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>1,070,477</b>
その他	220	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△1,116,342</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,053,935</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△515</b>
投資有価証券	4,487		
長期預け金	1,000,000		
差入保証金	49,437		
その他	10		
<b>繰 延 資 産</b>	<b>26,115</b>	<b>資 本 合 計</b>	<b>659,868</b>
社債発行費	26,115		
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,951,403</b>	<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>2,951,403</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結損益計算書

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		3,026,120
売上高	3,026,120	
営業費用		3,053,956
売上原価	785,174	
販売費及び一般管理費	2,268,782	
営業損失		27,836
営業外収益		29,190
受取利息	8	
社債発行差金償却	805	
その他の営業外収益	28,376	
営業外費用		58,113
支払利息	8,227	
開業費	5,871	
新株発行費	1,255	
社債発行費償却	29,075	
その他の営業外費用	13,683	
経常損失		56,759
特別損失		6,164
固定資産除却損	6,034	
固定資産売却損	130	
税金等調整前当期純損失		62,924
法人税、住民税及び事業税		28,200
法人税等調整額		△320
当期純損失		90,804



## 連結注記事項

当社グループは、前連結会計年度237,598千円の当期純損失を計上し、当連結会計年度においても90,804千円の当期純損失となっております。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していますが、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していません。

当該状況に対応し、また新規事業及びM&A事業に対する投融資や当社グループの財務基盤の強化・改善を図るため、前連結会計年度において、円建転換社債型新株予約権付社債700,000千円を発行し、当連結会計年度末までに本社債700,000千円すべてに係る新株予約権の権利行使を受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ350,000千円増加しております。

また、2006年3月15日に、ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債額面総額2,000,000千円を発行し、当連結会計年度末までに本社債120,000千円に係る新株予約権の権利行使を受け、資本金および資本準備金がそれぞれ60,000千円増加しております。ただし、本社債総額2,000,000千円のうち1,000,000千円は、エスクロー契約に基づくエスクロー代理人であるHammondsの口座に預託されているものであり、社債の転換に応じて当社の口座に送金されるものであります。なお、本社債の償還期限は2010年3月31日ですが、社債発行要項において、株価の下落等に係る繰上償還の特約条項があるため、償還期限前に社債権者から償還を求められる可能性があり、また、社債権者との契約において、調達した資金のうち1,600,000千円については、資金使途を新規事業及びM&Aに対する投融資に限定しており、使途を変更する場合には社債権者との協議が必要となります。

事業の状況については、当社を持株会社として、経営の効率化・体質強化を継続的に図っております。コミュニケーション・セールス事業を行う株式会社フェヴリナにおきましては、商品のラインナップを拡充するとともに、ウェブサイトのリニューアル等新規顧客の獲得を効率的に行うためインターネットを活用したマーケティングの強化などにより、登録顧客数および売上は順調に推移しております。また、データベースマーケティングの強化により既存顧客を囲い込むためのDMのレスポンスが増加し再販率が向上しました。さらに当連結会計年度における「オートシップコース」の継続数が向上し、売上の安定につながりました。システム事業を行なうアーツテクノロジー株式会社では、事業ドメインをEC分野でのASPサービス及びパッケージ販売を核としたシステム開発、並びにサイト構築・マーケティング活動におけるコンサルティング及び業務運用・物流支援・コールセンター窓口・決済などの関連サービスを全て提供するサービスプロバイダーとして、EC事業者向けの各種サービスの事業モデルを展開してまいりました。また、当期にはプライバシーマーク認証のコンサルティング及び認証資格取得支援サービスを新規事業として立ち上げ、事業の拡大に努めてまいりました。スポーツ関連事業を行うユーロスポーツ株式会社は平成17年11月1日に設立しました。同月25日に営業を開始し、顧客との販売契約を結び、順調に販売を行なっております。平成18年3月にはニューモデルラケットを投入し、堅調な売上を計上しております。

以上の通り、当社はコミュニケーション・セールス事業、システム事業及びスポーツ関連事業の強化を図り、当社グループの収益の拡大を目指しております。

## 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
（時価のないもの） 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
商品  
（コミュニケーション・セールス事業） 総平均法による原価法  
（システム事業） 先入先出法による原価法  
（スポーツ関連事業） 移動平均法による原価法  
仕掛品 個別法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却方法  
有形固定資産 定率法  
無形固定資産  
（自社利用ソフトウェア） 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- (4) 繰延資産の処理方法  
新株発行費 支出時に全額費用処理しております。  
開業費 支出時に全額費用処理しております。  
社債発行費 均等償却（3年）しております。  
社債発行差金 社債の償還期間にわたり均等償却しております。
- (5) 引当金の計上基準  
貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
返品調整引当金  
期末後の返品による損失に備えるため、返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。
- (6) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。
- (8) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- (9) 会計方針の変更  
固定資産の減損に係る会計基準の適用  
当連結会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日））を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(10) 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数

4社

主な連結子法人等の名称

サイトデザイン(株)

アーツテクノロジー(株)

(株)フェヴリナ

ユーロスポーツ(株)

ユーロスポーツ(株)においては平成17年11月新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(11) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法に全面時価評価方法によっております。

(12) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は5年間で均等償却しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

36,124千円

(2) ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による、調達額のうち、1,600,000千円については、資金用途を新規事業及びM&Aに対する投融資に限定しており、用途を変更する場合には社債権者との協議が必要となります。また、そのうち長期預け金1,000,000千円についてはエスクロー契約書に基づくエスクロー代理人であるHammondsの口座に預託されているものであります。

4. 損益計算書に関する注記

1株当たりの当期純損失

208円84銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月25日

株式会社SDホールディングス

取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 川 田 増 三 ㊞

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 坂 本 裕 子 ㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社SDホールディングスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続きを含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社SDホールディングス及びその連結子会社等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前題に関する注記に記載のとおり、会社は連結会計年度287,598千円の当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、90,804千円の当期純損失を計上しており、継続企業の前題に関する疑義が存在している。当該状況を解消すべく実施した資金調達及び今後の経営計画の状況は当該注記に記載されている。会社の作成した連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書（謄本）

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役からの監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社及び連結子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月30日

株式会社SDホールディングス 監査役会

常勤監査役 岡 部 雄 一 ①

監 査 役 洲 崎 智 広 ①

監 査 役 渡 邊 龍 男 ①

(注) 監査役岡部雄一及び渡邊龍男は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

### 1. 総株主の議決権の数

443, 272個

### 2. 議案に関する参考事項

#### 第1号議案 第3期損失処理案承認の件

議案の内容は、添付書類（20頁）に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、誠に遺憾ではあります、無配とさせていただきます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1) 当社事業の現状に則し、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。

(2) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

①インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定、第13条を新設するものであります。

②取締役会の機動的な運営を図るため、必要が生じた場合に取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定、第22条を新設するものであります。

③社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定、第25条及び第33条を新設するものであります。なお、取締役の責任減免及び責任限定契約の変更案第25条の新設につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

④その他全般にわたり、「会社法」の施行に伴い、用語の変更、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等を行うものであります。

(3) 取締役の現行員数に鑑み、現行定款第14条につきまして定数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は株式会社 S D ホールディングスと称し、英文では、SD Holdings Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>① コンピューターソフトウェアの受託設計、開発および販売</p> <p>②～⑤ (条文省略)</p> <p>⑥ 情報システムの研究開発及び研究開発に関する調査<u>ならび</u>にその指導及び教育受託</p> <p>⑦～⑯ (条文省略)</p> <p>⑰ フランチャイズ店用の店舗設備<u>ならび</u>に店舗装備品の販売及び賃貸</p> <p>⑱～㉔ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(2) コンピューターソフトウェアの受託設計、開発<u>および</u>販売</p> <p>(3) ～ (6) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株</u>株式会社 S D ホールディングスと称し、英文では、SD Holdings Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>① コンピューターソフトウェアの受託設計、開発及び販売</p> <p>②～⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ 情報システムの研究開発及び研究開発に関する調査<u>並び</u>にその指導及び教育受託</p> <p>⑦～⑯ (現行どおり)</p> <p>⑰ フランチャイズ店用の店舗設備<u>並び</u>に店舗装備品の販売及び賃貸</p> <p>⑱～㉔ (現行どおり)</p> <p>㉕ <u>スポーツ関連商品の輸入及び販売</u></p> <p>(2) コンピューターソフトウェアの受託設計、開発<u>及び</u>販売</p> <p>(3) ～ (6) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(7)情報システムの研究開発及び研究開発に関する調査<u>ならびに</u>その指導及び教育受託</p> <p>(8)～(17) (条文省略)</p> <p>(18)フランチャイズ店用の店舗設備<u>ならびに</u>店舗装備品の販売及び賃貸</p> <p>(19)～(27) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(28) (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1,200,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(7)情報システムの研究開発及び研究開発に関する調査<u>並びに</u>その指導及び教育受託</p> <p>(8)～(17) (現行どおり)</p> <p>(18)フランチャイズ店用の店舗設備<u>並びに</u>店舗装備品の販売及び賃貸</p> <p>(19)～(27) (現行どおり)</p> <p><u>(28) スポーツ関連商品の輸入及び販売</u></p> <p>(29) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機 関)</u></p> <p><u>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1)取締役会</u></p> <p><u>(2)監査役</u></p> <p><u>(3)監査役会</u></p> <p><u>(4)会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,200,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第6条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載または記録、端株の買取り、質権の登録、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付及び諸届出の受理等株式及び端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第9条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第10条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第12条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第<u>11</u>条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第<u>12</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を、当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第<u>13</u>条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第<u>14</u>条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第<u>15</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第14条 当社の取締役は<u>15</u>名以内とする。 (取締役の選任方法)</p> <p>第15条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. (条文省略) (取締役の任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第17条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。 (取締役の選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. (現行どおり) (取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)  <u>第19条</u> (条文省略)  2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。  <u>(取締役会の決議方法)</u>  <u>第20条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)  <u>第21条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)  <u>第22条</u> (条文省略)  (報酬)  <u>第23条</u> 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、これを区分して株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)  <u>第21条</u> (現行どおり)  2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u>  <u>第22条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)  <u>第23条</u> (現行どおり)  (報酬等)  <u>第24条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第24条 (条文省略) (監査役の選任方法) 第25条 監査役は、株主総会に おいて選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主 の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決 権の過半数で行う。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426 条第1項の規定により、取締 役会の決議をもって、同法第 423条第1項の取締役(取締役 であった者を含む。)の損害 賠償責任を、法令の限度にお いて免除することができる。</p> <p>2. 当社は会社法第427条第1項 の規定により、社外取締役と の間に、任務を怠ったことに よる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づ く責任の限度額は、法令が規 定する額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第26条 (現行どおり) (監査役の選任方法) 第27条 監査役は、株主総会の 決議により選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権 を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決 権の過半数で行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第26条</u> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第27条</u> 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第28条</u> (条文省略)</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第29条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第30条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第31条</u> (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第29条</u> 常勤監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報 酬)</p> <p>第 3 2 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計算 (営業年度及び決算期)</p> <p>第 3 3 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>毎営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(報 酬 等)</p> <p>第 3 2 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 3 3 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であつた者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 計算 (事業年度)</p> <p>第 3 4 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの <u>1 年</u>とする。</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 3 5 条 当会社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当)</p> <p><u>第34条</u> 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び、同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第36条</u> 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. <u>未払の配当金には、利息を付けない。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第36条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 当社は前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第37条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>

### 第3号議案 取締役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員3名は任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	佐古田 雅 士 (昭和38年4月23日生)	昭和61年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 平成5年3月 日本オラクル(株)入社 平成8年3月 日本シーベル(株) アライアンスパートナー営業 部長 平成14年2月 ブリッジインターナショナル (株) 取締役事業部長 平成15年7月 (株)エムツークリエイション設 立代表取締役 平成17年3月 アーツテクノロジー(株) 代表取締役(現任) 平成17年6月 当社取締役 平成17年11月 ユーロススポーツ(株) 取締役(現任) 平成18年1月 当社代表取締役社長(現任)	—
2	鍋 島 邦 洋 (昭和34年7月26日生)	昭和58年4月 菱屋(株)入社 昭和61年2月 ヘンケル(株)入社 昭和62年9月 日本ポラロイド(株)入社 西日本支店長 平成14年3月 コダック(株)入社 西日本市場開発部長 平成16年5月 (株)フェヴリナ 代表取締役(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成17年9月 (株)エバーライフ 代表取締役専務(現任) 平成17年11月 ユーロススポーツ(株) 取締役(現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数
3	遠 藤 英 樹 (昭和39年6月30生)	昭和62年4月 (株)立石ライフサイエンス研究 所入社(現 オムロンヘルスケ ア(株)) 平成8年12月 (株)再春館製薬所入社 平成15年4月 ラーニング・システムズ(株)入社 平成16年2月 (株)フェヴリナ入社 平成18年4月 (株)フェヴリナ取締役(現任)	—

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

**第4号議案** 当社従業員並びに当社子法人等の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を当社取締役に委任する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主各位の利益を重視した業務展開を図ることに寄与することを目的に、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社従業員並びに当社子法人の取締役及び従業員に対して割り当てるものとします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 2,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

2,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、前項(1)で定める株式数の調整を行った場合には、同様に調整を行う。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が時価を下回る発行価額若しくは処分価額で普通株式を発行し、又は当社の有する普通株式を処分する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、行使価額は、株式分割若しくは株式併合を行う場合、当社の普通株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権若しくは新株予約権を付与された証券を発行する場合等にも適宜調整する。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成20年7月1日から平成28年6月22日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
  - ②新株予約権者は、付与された権利の質入れその他の処分をすることができない。
  - ③その他の条件については、本総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (注) 新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記について平成18年6月23日開催予定の当社第3期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会以後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上



## 株主総会会場ご案内図

- ・ 場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号  
虎ノ門パストラル新館6階 アジュール  
TEL. 03(3432)7261 (代)
- ・ 交通 地下鉄日比谷線神谷町駅4b出口より徒歩2分  
地下鉄銀座線虎ノ門駅2番出口より徒歩8分

